

令和5年3月6日

共同研究に係る間接経费率について

国立大学法人 一橋大学
理事・副学長（総務、研究、社会連携担当）
大月 康弘

平素は一橋大学の産学官連携活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、一橋大学では新たに共同研究に係る間接経费率を設定することと致しましたので、ご案内申し上げます。

本学においては、これまで受託研究・共同研究の実施に伴い、研究に必要な物品の購入費、旅費、研究補助者の人件費など直接的に研究に要する直接経費の他に、研究遂行に必要な管理的経費として、間接経費のご負担をお願いしてまいりましたが、共同研究費に関しては、直接経費に対する間接経費の率を設定しておりませんでした。

しかし、近年、本学が世界水準の研究活動を活発化させ、その成果を国内外へ迅速に発信し、政策提言や助言等を積極的に推進する中で、その活動を支えるインフラの整備・維持や管理事務に必要な経費が増大しており、この度、共同研究・受託研究の実施に必要な、管理的経費の調査を実施し、試算・分析を行ったところ、直接経費に対し30%を超える金額の管理的経費が発生していることが確認されました。

この結果を踏まえ、共同研究の間接経费率につきましても、本学における受託研究の率と同様に、直接経費の30%に設定させていただくことと致しました。

今後は、産学官連携をより一層活性化させ、幅広い教育・研究へのご支援・ご協力を獲得するとともに、いただいた貴重な資金を含め、財源の多様化による財務基盤の安定を図り、日本の社会科学の改革を牽引してまいります。また、世界の持続可能な未来に向けて、社会との双方向の関係を架橋する拠点となる取組（The Bridge to the Future）を加速してまいります。

皆様には、本設定につきましてご理解いただき、今後ともご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 共同研究に係る間接経费率について
直接経費の30%に相当する額を、間接経費として申し受けます。
- 適用開始時期について
令和5年（2023年）4月1日以降に申込み又は採択があったものを対象とします。
令和4年度までに申込み又は採択があったものについては、令和6年度から適用します。